

「美和ダム再開発湖内堆砂対策施設モニタリング委員会」

設立趣旨書

(委員会設立の目的)

美和ダムは、天竜川水系の最大支川の三峰川において、洪水調節、発電及びかんがいを目的として昭和 34 年に完成した国土交通省が管理する多目的ダムである。

天竜川上流域では地形が急峻であることに加え、地質が脆弱で大規模な崩壊地が多く、土砂生産が活発であることから、洪水時には出水と共に大量の土砂が流出する。

美和ダム完成直後の昭和 34 年・36 年の出水では約 680 万 m³ の土砂が美和ダムに流入し、その後も昭和 47 年、昭和 57 年、昭和 58 年の洪水では約 790 万 m³ の土砂が流入するなど、出水と共に大量の土砂がダム湖に流入・堆積している。このうち美和ダムの堆砂土は、細粒分が非常に多く、出水時の濁りが高くなりやすいといった特徴がある。

美和ダム再開発事業は、美和ダムの洪水調節機能の強化とその維持を目的とした再開発事業であるが、特に洪水調節機能を維持するための堆砂対策は大きな課題となっており、現在、堆砂対策施設の整備を実施している。このうち平成 17 年には土砂バイパス施設が完成し、平成 28 年 9 月までに 14 回の試験運用を実施した。

また並行して、ストックヤードによりダム湖内に堆積した土砂の一部を、土砂バイパストンネルから下流に流下させる湖内堆砂対策施設を計画しており、平成 27 年 9 月より建設工事に着手した。建設にあたっては、確実な排砂を可能とするため数値シミュレーションや模型実験等により施設諸元の決定し、運用計画の基本事項の検討している。この施設は、国内では前例の無い排砂方法であり、人為的に土砂を負荷することから、排砂量のコントロールを行い、ダム下流での環境負荷の軽減に配慮する必要がある。このため、事前に試験運用計画・モニタリング調査計画を立案し、試験運用を実施して確実な運用を目指す必要がある。

本委員会は、上記の経緯や必要性を鑑み、湖内堆砂対策施設の試験運用計画と、これによる施設や環境に与える影響の予測・検討、これらを管理するためのモニタリング計画、などについて検討を実施するものである。

(委員会の期間)

本モニタリング委員会は、湖内堆砂対策施設が完成するまでの期間を対象とする。

美和ダム再開発湖内堆砂対策施設モニタリング委員会

委員会規約

(名 称)

第一条 本会は、「美和ダム再開発湖内堆砂対策施設モニタリング委員会」(以下、「委員会」という。)と称する。

(目的及び設置)

第二条 委員会は、湖内堆砂対策施設の試験運用計画と施設や環境に与える影響の予測・検討及びモニタリング計画について、専門家からの意見・助言を聞くことを目的に、三峰川総合開発工事事務所長(以下、「事務所長」という。)が設置する。

(組織等)

第三条 委員会の委員は別紙－1のとおりとする。

2. 委員の任期は、第二条の目的が達成されるまでの間とする。
3. 委員以外の専門家を招聘する必要が生じた場合は、第五条で規定する委員長の確認を得て招聘する。

(情報公開)

第四条 委員会は原則公開とし、委員会資料及び議事要旨を三峰川総合開発工事事務所(以下、「事務所」という。)のホームページで公表する。

2. 特定の野生動植物の情報など公表が不適切な事項は、第五条で規定する委員長の確認を得て、公表する委員会資料から削除する。
3. 議事要旨は、委員長の確認を得て公表する。

(会 議)

第五条 委員会には委員長を置き、委員長は別紙－1のとおりとする。

2. 委員長は、委員会を総括し議事を進行する。

(事務局)

第六条 委員会の事務局は、事務所が行う。

(規約の改正)

第七条 本規約の改正は、委員総数の過半数の同意をもって行う。

(雜 則)

第八条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員の意見を聴いて定める。

附則

(施行期日)

1. この規約は、平成 28 年 10 月 17 日から施行する。

1. この規約は、平成 31 年 3 月 5 日から施行する。

美和ダム再開発湖内堆砂対策施設モニタリング委員会

委員名簿

	氏 名	所属・役職	専 門
委員長	角 哲也	京都大学防災研究所 教 授	河川工学 ダム工学 応用生態工学
委 員 ※五十音順	石神 孝之	国立研究開発法人土木研究所 水工研究グループ 上席研究員	水工学 ダム工学
	萱場 祐一	国立研究開発法人土木研究所 水環境研究グループ長	河川工学 応用生態工学
	沢本 良宏	長野県水産試験場 諏訪支場長	水生生物 保全生態
	鈴木 徳行	名城大学 名誉教授	河川工学 ダム工学
	戸田 任重	信州大学理学部 特任教授	生態学 陸水学